

# 尼崎市地球温暖化対策推進計画（素案）概要

## 尼崎市地球温暖化対策推進計画の基本的事項（第 1 章）

### 目的

地球温暖化を防止及びその影響の被害を軽減に向けたまちづくり

### 計画期間

平成 31 年度（2019 年度）を初年度とし、平成 42 年度（2030 年度）までの 12 年間

### 市民・事業者・市の役割と責務

基本理念や取組の考え方を共有し、互いの得手・不得手を理解しながら協力して取り組む

### 位置づけ

・地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」  
 ・環境モデル都市の具体的な取組の道筋である「環境モデル都市アクションプラン」  
 ・気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」

## 尼崎市の現状と課題（第 2 章・第 3 章）

### これまでの主な取組・成果

#### 二酸化炭素排出量の削減と地域経済活性化の両立

省エネ機器の導入により二酸化炭素排出量の削減だけでなく事業者のエネルギーコストの削減や地域経済活性化の実現

#### 経済的インセンティブによる環境配慮行動の促進

地域通貨ポイントを活用することで、市民の環境配慮行動と地域経済活性化の実現

#### 省エネ・創エネ住宅の普及

省エネ効果は高いが導入費用が高額である機器については、導入に係る補助を実施し、省エネ機器普及の推進

#### 再生可能エネルギーの地産地消

太陽光発電設備の導入を促進していくため設備導入に対する補助や固定資産税の減免制度の創設、屋根貸しなどへの取組

### 課題と今後の方向性

#### 地球温暖化対策を取り巻く状況の変化への対応

- ・国の削減目標を意識した目標値を検討
- ・パリ協定においても言及のある適応策についての考え方を整理

#### 日常生活・事業活動の質の向上

- ・温暖化対策の取組に伴う日常・事業活動の負担感の低減
- ・温室効果ガスの排出抑制に取り組むことによる日常生活・事業活動の質を向上

#### 業務その他部門・家庭部門の取組強化

- ・業務その他部門・家庭部門の温室効果ガス排出量は、増加傾向にあるため、適切な目標値の検討や一層の対策が必要
- ・環境配慮や省エネ機器等の導入だけでなく、それらを有機的に組み合わせることで、最適かつ効率的なエネルギーマネジメントに取り組むための支援が必要

#### 新技術への対応

- ・新技術等の情報を把握し、施策に活かせるよう検討
- ・産業都市としての特徴を活かした取組について検討

#### 経済・社会の課題解決を通じた温暖化対策（SDGs への対応）

- ・経済・社会の課題を解決する際に環境という視点も組み込みながら、効果的な温暖化対策を推進

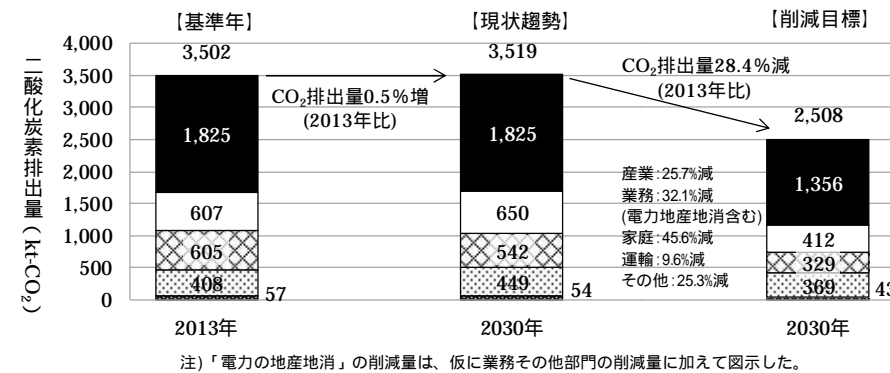
## 進捗管理（第 8 章）

削減目標達成に向けた取組状況については毎年、本市の環境白書である「尼崎の環境」に取りまとめ、点検・評価を行うことにより、継続的な改善を図る

## 削減目標と指標（第 4 章）

### 削減目標

平成 42 年度（2030 年度）の二酸化炭素排出量を平成 25 年度（2013 年度）比で 28%以上削減



- 産業 □ 業務その他
- 家庭 □ 運輸
- その他(廃棄物など)

削減目標設定の基準年度は平成 25 年度（2013 年度）とする  
 本市から排出される温室効果ガスの 99%以上を占めている二酸化炭素を削減対象とする

### 指標

#### 【エネルギーに関する指標】

対象	2030 年度 (目標年度)
エネルギー使用量	946,616 kL
市内電力排出係数	0.370 kg-CO <sub>2</sub> /kWh

・エネルギー使用量(原油換算)と環境負荷の低い電力使用の目安として市内電力排出係数を指標に設定

#### 【部門に関する指標】

対象	2030 年度 (目標年度)
産業部門	1,031 kg-CO <sub>2</sub> /百万円
業務その他部門	130 kg-CO <sub>2</sub> /m <sup>2</sup>
家庭部門	1,741 kg-CO <sub>2</sub> /世帯

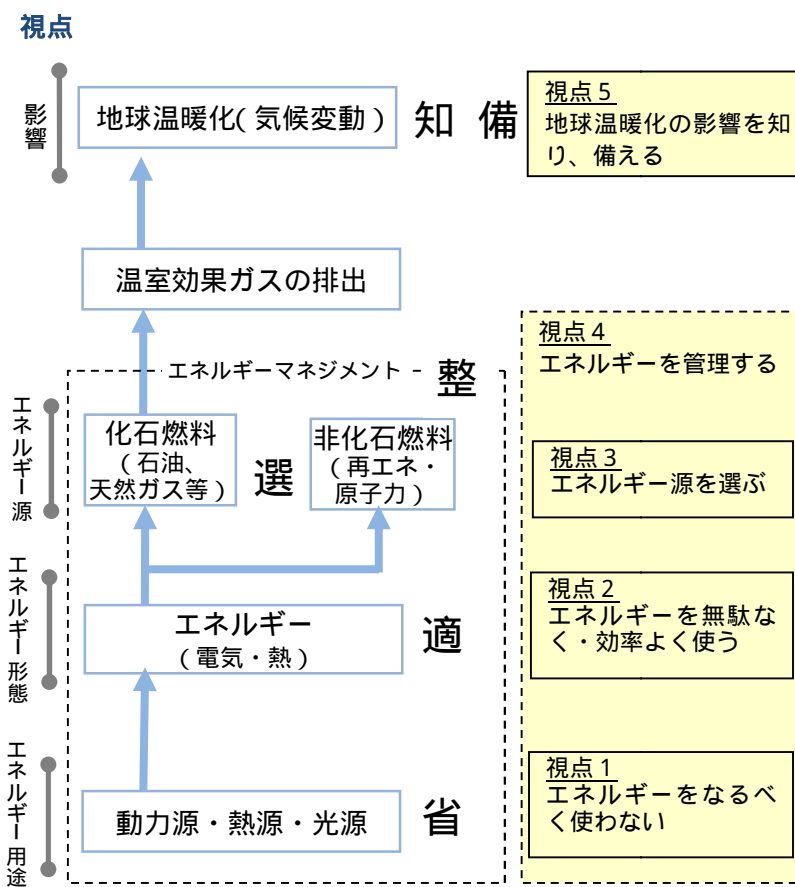
・エネルギー利用効率に注目し、産業部門は製造品等出荷額、業務その他部門は延べ床面積、家庭部門は世帯当たりの排出量を指標に設定

## 基本理念と取組の考え方（第 5 章）

### 基本理念

私たちのエネルギーを賢く活かせるまち あまがさき

- ・日常生活は事業活動の質を向上させ、経済の発展や都市の魅力の向上に繋げていくような取組を進めていく
- ・市民・事業者・市の想いや取組を原動力（エネルギー）として活かし、エネルギーの賢い利用の仕方とは何かということを問い続ける姿勢を大切にしながら取り組んでいく



## 緩和策・適応策（第 6 章・第 7 章）

緩和策	取組の方向性	施策	
緩和策	取組の方向性 1 環境に配慮した生活・事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市は生活や事業に起因する環境負荷を軽減していくための啓発や情報提供を通じて、地球温暖化問題への関心を喚起し、市民の日常生活や事業者の事業活動において環境配慮行動が定着するよう促していく</li> <li>・市民や事業者の環境配慮行動による二酸化炭素排出量の削減価値を積極的に「見える化」することで、削減効果を実感できるものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策 エコライフの推進</li> <li>施策 省エネ診断の推進</li> <li>施策 環境経営の推進</li> <li>施策 環境関連製品・サービスの普及</li> <li>施策 環境アセスメントによる事業者への環境配慮の促進</li> </ul>
	取組の方向性 2 省エネ型建築物・設備の普及	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物やこれに付随する設備は、長期にわたり利用されるため、その後のエネルギー使用量や二酸化炭素の排出量を長期にわたって決定づけることから、建築物や付随する設備が整備される際には、可能な限り環境に配慮されたものとする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策 省エネ型住宅の普及</li> <li>施策 効率的・効果的な省エネ対策の推進</li> <li>施策 省エネ型事業所・工場の普及</li> <li>施策 エコカーの普及</li> </ul>
	取組の方向性 3 効率的なエネルギー利用のできる都市への転換	<ul style="list-style-type: none"> <li>・エネルギーの地産地消とエネルギー管理の観点をもったまちづくりを進めることで、効率的なエネルギー消費できる都市に転換する</li> <li>・コンパクトな市域内に様々な都市機能が集まっており、自動車に依存しない自転車や公共交通機関での移動を中心としたまちづくりを進めることで、移動に必要なエネルギーの低減を進める</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策 エネルギーの地産地消・融通の検討</li> <li>施策 エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進</li> <li>施策 自転車や公共交通機関の利用環境の向上</li> <li>施策 都市機能の集約化</li> </ul>
適応策	取組の方向性 4 気候変動の影響に対する情報収集・備えの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気候変動の被害の主な原因は気温の上昇、降水パターンの変化と考えられるため、これらの原因による被害の回避・軽減に資する取組を進める</li> <li>・被害の程度を明確に予測できないため、様々な面から取組を行うとともに、対応できていない分野に対応を講じる</li> <li>・適応策の意義・必要性について意識を共有化する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施策 気候変動による影響・被害に関する情報収集・発信</li> <li>施策 気温の上昇への対応の推進</li> <li>施策 降水パターンの変化への対応の推進</li> </ul>